

## 平成30年4月1日以降の請求事務について

### 1. みなしサービスコードの削除

平成30年4月1日より事業所のみなし指定が終了することに伴い、4月分の請求事務からサービスコードを独自のものに統一します。

#### ・訪問型サービス

A2訪問型（独自）のコードに統一する

#### ・通所型サービス

A6通所型（独自）のコードに統一する

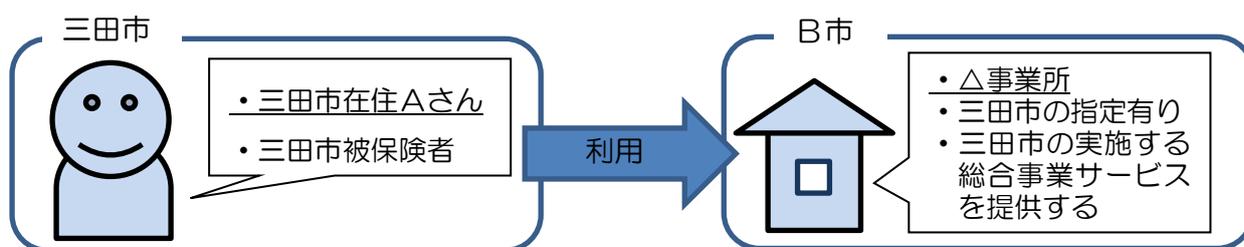
**A1訪問型(みなし)、A5通所型(みなし)のコードは使用できなくなりますのでご注意ください!**

### 2. 請求時の注意点について

<市外事業所を利用する場合の請求>

- ・三田市の被保険者が他市の事業所を利用する場合

(例) 三田市の被保険者がB市に所在する事業所を利用した



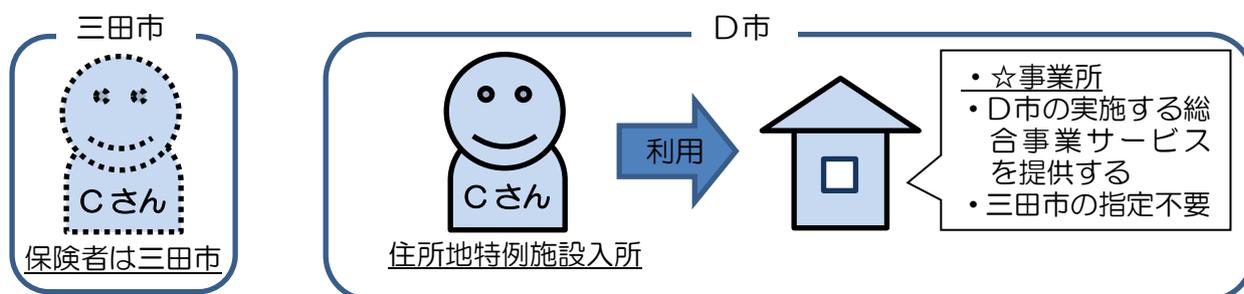
●B市に所在する△事業所は、三田市の実施する総合事業サービスをAさんに提供します。

●請求は三田市の地域単価、サービスコードで三田市に対して行います。

※前提として、△事業所が三田市の事業所指定を受けていなければAさんは△事業所を利用することはできません。

- ・住所地特例で他市の施設に居住している三田市被保険者が、他市のサービスを利用する場合

(例) D市で住所地特例施設に入所している三田市被保険者が、D市に所在する事業所を利用した



●D市に所在する☆事業所は、D市が実施する総合事業サービスをCさんに提供します。

●請求はD市の地域単価、サービスコードでD市に対して行います。

※☆事業所は三田市の事業所指定を受ける必要はありません。